

## 白河市認定こども園条例の制定について

**新規制定** 提案時期 令和7年12月議会  
 施行期日 令和8年9月1日

### 条例の制定理由

認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（表郷こども園）を設置するにあたり条例を制定するもの。

### 条例の構成

第1条	設置	
第2条	名称、位置及び入園定員	表郷こども園／白河市表郷金山字長者久保2番地5／入園定員170人
第3条	休園日	日曜日／国民の祝日に関する法律に規定する休日／12月29日から1月3日までの日
第4条	開園時間	午前7時30分から午後7時まで
第5条	実施事業	法に規定する教育、保育、子育て支援事業、幼児教育での預かり保育等
第6条	損害賠償	
第7条	委任	

### 幼保連携型認定こども園の概要

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持つ施設。

- ①就学前の子どもを、保護者の就労に関わらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供など地域における子育ての支援を行う機能

